

都市計画課・建築指導課  
平成 20 年 6 月 20 日制定  
平成 24 年 3 月 1 日改定  
平成 28 年 3 月 30 日改定  
令和 2 年 9 月 8 日改定

三鷹都市計画区域における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に  
関する都市計画法第 53 条第 1 項の許可取扱基準

都市計画法第 54 条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次の各事項に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、同法第 53 条第 1 項の許可をすることができる。

- 1 市街地再開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
- 2 階数が 3 のもので、高さが 10m 以下であり、かつ、地階を有しないこと（塔屋などの扱いは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号ロによる。）。
- 3 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4 建築物が都市計画道路区域又は都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域又は都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

附 則

- 1 この基準は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、平成 23 年 12 月公表の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」により新たに優先整備区域となった区域における都市計画法第 53 条第 1 項の規定による許可申請で、平成 24 年 6 月 30 日までに申請のあったものについては、1 の②の適用に限り、なお従前の例による。
- 3 この基準の施行前に平成 23 年 12 月公表の「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」により新たに優先整備区域となった区域において改正前の都市計画公園及び緑地に関する都市計画法第 53 条第 1 項の許可取扱基準によりされた許可については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。